

平成27年6月議会 第4委員会報告資料

○専決処分（家賃滞納者）

報告第15号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	1 頁
報告第13号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	1 頁
報告第21号	市営住宅に係る和解に関する専決処分について(起訴前の和解)	2 頁
報告第22号	市営住宅に係る和解に関する専決処分について(訴訟上の和解)	4 頁

○専決処分（高額所得者）

報告第17号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	5 頁
--------	--------------------------	-------	-----

○専決処分（不法占有者等）

報告第14号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	6 頁
報告第16号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	6 頁
報告第18号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	7 頁
報告第20号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	7 頁
報告第19号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	7 頁
(参考)	市営住宅の管理に関する専決処分等の状況	8 頁

平成27年6月26日
住 宅 都 市 局

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第13号及び第15号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び連帯保証人（表1）又は家賃滞納者（表2）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表1（報告第15号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日	滞納月数
1	(※)個人が特定される情報については掲載していません。		円 142,000	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	7 月
2			262,400	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	7
3			76,266	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	6
4			144,066	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	7
5			169,933	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	7
6			194,000	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	7

表2（報告第13号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日	滞納月数
1	(※)個人が特定される情報については掲載していません。		円 160,135	平成27年 2月20日	平成27年 5月26日	6 月

○和解に関する専決処分について

報告第21号及び第22号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、訴えの提起に至る前に滞納家賃等の3分の1以上を納付した者（表3）又は訴えの提起に至ったが弁論終結までに滞納家賃等を全額納付した者（表4）と和解をすることについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表3（報告第21号）

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日	滞納 月数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (※)個人が特定される情報については 掲載しておりません。 </div>		円 144,257	平成27年 2月20日	平成27年 6月4日	月 7
2			69,278	平成27年 2月20日	平成27年 6月4日	6
3			111,207	平成27年 2月20日	平成27年 6月4日	6
4			161,839	平成27年 2月20日	平成27年 6月4日	6
5			131,175	平成27年 2月20日	平成27年 6月4日	6
6			101,316	平成26年 10月23日	平成27年 6月4日	7
7			86,882	平成27年 2月20日	平成27年 6月4日	6
8			163,766	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	6
9			82,733	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	6
10			135,200	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	6
11			160,900	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	6
12			121,400	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	6
13			124,666	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	7

14	(※)個人が特定される情報については掲載していません。	129,766	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	6
15		161,133	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	6
16		180,200	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	6
17		174,600	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	7
18		186,600	平成27年 4月21日	平成27年 6月5日	7

表4 (報告第22号)

	事件番号及び事件名	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日	滞納 月数
1	<div data-bbox="242 331 651 398" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (※)個人が特定される情報については 掲載していません。 </div>			円 93,264	平成26年 10月23日	平成27年 5月26日	7 月

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第17号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

平成26年度の市営住宅の家賃額を決定する収入の認定の際に高額所得者として認定され、平成26年9月に平成27年3月31日を期限とする明渡請求を受けたにも関わらず、期限を経過してもなお、住宅を明け渡さない高額所得者（表5）に対し、市営住宅の明渡し等を求めるため、訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表5（報告第17号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	明渡期限日	専決処分年月日
1	(※)個人が特定される情報については掲載していません。		平成27年3月31日	平成27年5月7日
2			平成27年3月31日	平成27年5月7日
3			平成27年3月31日	平成27年5月7日
4			平成27年3月31日	平成27年5月7日
5			平成27年3月31日	平成27年5月7日
6			平成27年3月31日	平成27年5月7日
7			平成27年3月31日	平成27年5月7日
8			平成27年3月31日	平成27年5月7日

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第14号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び連帯保証人に対し、当該住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、平成27年4月10日次のように専決処分した。

訴えの相手方	(※)個人が特定される情報については掲載していません。
請求の要旨	家賃滞納者は、市営〇〇住宅〇棟〇号（以下「本件住宅」という。）を明け渡せ。 家賃滞納者及び連帯保証人（以下「相手方」という。）は、平成27年2月3日の前日における滞納家賃101,392円及びこれに対する福岡市営住宅条例（以下「条例」という。）第20条の規定により計算した各延滞金並びに平成27年2月3日から本件住宅の明渡しの日までの家賃相当額の損害金のうち同日において未納のものを連帯して支払え。 訴訟費用は、相手方の負担とする。 との判決を求める。
概要	家賃滞納者は、本件住宅に入居している者であるが、入居以来極めて頻繁に多額の家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず家賃を納付しなかった。 また、家賃滞納者が暴力団員であることが判明した。 そこで、本市は、家賃滞納者に対し、条例第40条第1項第2号及び第8号の規定に基づき本件住宅を直ちに明け渡すよう請求した。 しかしながら、家賃滞納者は、滞納家賃を納付せず、また、本件住宅の明渡しもしない。 よって、本市は、相手方に対し、請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えを提起するものである。

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第16号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び連帯保証人に対し、当該住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、平成27年6月5日次のように専決処分した。

訴えの相手方	(※)個人が特定される情報については掲載していません。
請求の要旨	家賃滞納者は、市営〇〇住宅〇棟〇号（以下「本件住宅」という。）を明け渡せ。 家賃滞納者及び連帯保証人（以下「相手方」という。）は、訴状送達の日の前日における滞納家賃及びこれに対する福岡市営住宅条例（以下「条例」という。）第20条の規定により計算した各延滞金並びに訴状送達の日から本件住宅の明渡しの日までの家賃相当額の損害金のうち同日において未納のものを連帯して支払え。 訴訟費用は、相手方の負担とする。 との判決を求める。
概要	家賃滞納者は、本件住宅に入居している者であるが、平成26年5月30日に、条例第27条第4項の規定に違反して、福岡市住宅供給公社業務課窓口で、職員に対し迷惑行為を行い、以後、極めて頻繁に多額の家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず家賃を納付しなかった。 よって、本市は、相手方に対し、請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えを提起するものである。

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第18号ないし第20号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る不法占有者（表6）に対し、住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表6（報告第18号ないし第20号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有認定日	概要	専決処分年月日
1	(※)個人が特定される情報については掲載しておりません。		平成26年 10月27日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものである。	平成27年 4月10日
2			平成24年 8月9日	相手方は、本件住宅の入居者の同居人として本件住宅に入居したものであるが、当該入居者の死亡後に入居の承継の承認を受けず、不法に占有したものである。	平成27年 6月5日
3			平成27年 1月6日	相手方は、火災被害者として一時使用の許可を受けて市営住宅の住戸に入居した者であるが、当該許可の期間満了後も当該市営住宅の住戸を不法に占有したものである。	平成27年 6月5日

○以上報告第13号ないし第22号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年 6月22日

福岡市長 高 島 宗一郎

市営住宅の管理に関する専決処分等の状況

1 専決処分の状況

(単位:件)

議会報告		訴えの提起		起訴前の和解	訴訟上の和解	判決後の和解	合 計
		家賃滞納	不法占有等				
平成26年度	26年 6月	13	1	11	0	0	25
	26年 9月	2	1	5	1	0	9
	26年 12月	10	3	14	0	0	27
	27年 2月	4	2	9	0	0	15
	合 計	29	7	39	1	0	76
平成27年度	27年 6月	15	5	18	1	0	39

2 平成26年度に訴えの提起の議会報告を行った者のその後の状況

(単位:件)

議会報告		訴えの提起		提訴しなかった者		提訴した者			
		家賃滞納	不法占有等	起訴前の和解	退去等	判 決	訴訟上の和解	取 下 (退去等)	裁 判 中
26年 6月		13	1	0	2	11(1)	0	0	1
26年 9月		2	1	0	0	3(1)	0	0	0
26年 12月		10	3	0	1(1)	7(1)	1	2	2(1)
27年 2月		4	2	0	0	0	0	0	6(2)
合 計		29	7	0	3(1)	21(3)	1	2	9(3)
				3(1)		33(6)			

※()は不法占有等の件数で、内数。

※平成27年5月末時点